

「子どもが大切にされる千葉県をつくるための指針」について（概要版）

「子どもの権利・参画のための研究会」は、「子どもの権利」の保障と「子どもの参画」の方法について検討することを目的に「次世代育成支援行動計画推進作業部会」のもとに設置され23回に及ぶ議論を重ね、ここに「指針」として最終報告をする。

千葉県の子どもたちの現状と課題を踏まえ、子どもの権利・参画に対する理念を明確に示し、その必要性を県民に訴えることを目的とする。

1 現状と課題

（1）児童虐待の増加

平成19年度の県内（千葉市を含む）児童相談所における児童虐待相談受付件数は2,015件（対前年度比1.5倍）と、過去最高。

（2）自己肯定感の低い子どもの存在

平成19年に実施した「千葉県子どもの実態・意識調査」によると、いじめや暴力に苦しんでいる子どもは自己肯定感が低く、また、自分の意見を聴いてもらえないとする子どもたちに自己肯定感が低い傾向が窺える。

2 指針の概要

（1）基本的理念

生きること（生存）

- ・ 病気やけがの治療を受けられること
- ・ 衣食住の保障など

守られること（保護）

- ・ あらゆる暴力・虐待・いじめなどから守られることなど

育つこと（発達・成長）

- ・ 十分な教育を受け、休んだり遊んだりできることなど

参加すること（参画）

- ・ 社会の一員として、子どもの立場で意見を言えることなど

（2）理念を実現するための具体的方策。

① 「子どものためのオンブズパーソン委員会」の設置

子どもの権利の侵害に関する相談及び救済の申し立てに対し、公正かつ適切に処置する第三者機関を設置すること。

② 評価委員会の設置（「オンブズパーソン委員会」の運営を評価する）

③ 指針の広報活動（具体例：全学校に「指針」を配付）